

● 平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されました ●

◆拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。



◆認定請求の手続きが必要となります

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者のみなさんについては、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月29日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

◆請求手続きについて

平成18年度に小学校4年生以下の児童（平成8年4月2日生まれ以降）がいる保護者のみなさまで、これまで、これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求等の手続きが必要になります。

①平成18年度に小学校5年生または6年生の児童（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）がいる保護者のみなさん

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定請求の手続きが必要となります。

②これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者のみなさん

所得制限の引き上げ（下記参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

○下記の添付書類等を添えて、大安庁舎こども家庭課または、各庁舎総合窓口課（公務員の方は勤務先）に請求してください。

記

●認定請求書に必要な添付書類等

①年金加入証明書または健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）

②平成17年度児童手当用所得証明書（平成17年1月1日にいなべ市に住所がなかった方のみ）

③平成18年度児童手当用所得証明書（平成18年1月1日にいなべ市に住所がなかった方のみ）

④請求者本人名義の金融機関口座番号の分かるもの（郵便局を除く）

●額改定請求書には添付書類等は必要ありません

◆所得制限額

（単位：万円）

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者	
0人	4 6 0.0	5 3 2.0	注1) 所得には一定の控除があります。 注2) 所得税法に規定する老人扶養親族等がある方についての限度額は左記の金額に、1人につき6万円を加算した額。
1人	4 9 8.0	5 7 0.0	
2人	5 3 6.0	6 0 8.0	
3人	5 7 4.0	6 4 6.0	
4人	6 1 2.0	6 8 4.0	
5人	6 5 0.0	7 2 2.0	

問い合わせ先 大安庁舎 こども家庭課 ☎78-3513 FAX78-1114